

令和2年5月吉日

お客様各位

上田信用金庫

70歳以上のお客様に対するATMでのキャッシュカード出金取引制限開始について  
【特殊詐欺被害からお客様の大切な財産をお守りするために】

当金庫では、平成29年6月より、「還付金詐欺」等の特殊詐欺被害からお客様の大切な預金を守る為、キャッシュカードを利用したATMでの振込取引について、一部制限を実施させていただいております。

しかしながら、新たな手口での特殊詐欺も発生しており、特に最近はお客様からキャッシュカードを巧みに詐取し、犯罪が発覚するまでに多額の現金をATMで引き出す手口が増えております。

については、お客様の大切な財産をお守りするために、当金庫では、特に被害の発生が多いご高齢のお客様に対し、被害を最小限に抑えるため、今までのATMでの振込取引の制限に加え、ATMでのキャッシュカードによる出金取引について、新たな制限を実施する事と致しました。お客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◆ATMにおけるキャッシュカード出金取引制限

出金制限開始日	令和2年6月22日（月曜日）から
対象のお客様	70歳以上のお客様で、過去2年間ATMにてキャッシュカードを使用した出金取引を利用されていないお客様。
制限の内容	当金庫及び提携金融機関のATMでキャッシュカードによる出金取引の上限が「1日10万円」となります。
対象のお客様でキャッシュカードで制限金額以上の出金を希望される場合	平日の営業時間内に、キャッシュカード及びお届印とご本人が確認できる書類をご持参のうえ当金庫窓口へお申し出ください。 当金庫所定手続のうえ、お客様のご希望出金額を設定いたします。
その他	キャッシュカードによるお預入れは、従来通りご利用いただけます。
◆当金庫職員がお客様宅でキャッシュカードをお預かりする事はありません。キャッシュカードは他人に渡さないで下さい。	

以上